

許可番号 03220102999

産業廃棄物処分業許可証

住所 出雲市佐田町反邊230番地3

名称 株式会社 三原組

代表取締役 三原 博志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

島根県知事 丸山 達也

許可の年月日 令和3年2月19日

許可の有効年月日 令和8年2月1日

1. 事業の範囲

事業の区分 破碎（移動式） 以下余白

産業廃棄物の種類

破碎・木くず 以上I品目、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等
及び特別管理産業廃棄物であるものを除く 以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面に記載のとおり

3. 許可の条件

生活環境保全上支障のある場所では出張破碎を行わないこと。
破碎施設の同一敷地内での同時稼働は行わないこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成23年2月2日新規許可
- (2) 平成28年1月25日更新許可
- (3) 令和3年2月19日更新許可
- (4) 破碎施設の追加により令和3年3月30日書換え交付

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有

無

※事業の用に供するすべての施設

(1) 破碎施設 1

- ・施設の種類：木くずの破碎施設（移動式）（政令第7条第8号の2）
- ・設置場所：島根県（松江市の区域を除く。）内全域
- ・設置位置：出雲市佐田町須佐1506番1（基地破碎）及び島根県（松江市の区域を除く。）内産業廃棄物排出事業場（出張破碎）
- ・設置年月日：平成22年9月14日
- ・処理能力：9.44t/時間、8時間稼働、75.5t/日
- ・設置許可年月日及び許可番号：平成22年9月14日、廃第28号の3

(2) 破碎施設 2

- ・施設の種類：木くずの破碎施設（移動式）（政令第7条第8号の2）
- ・設置場所：島根県（松江市の区域を除く。）内全域
- ・設置位置：出雲市佐田町須佐1506番1（基地破碎）及び島根県（松江市の区域を除く。）内産業廃棄物排出事業場（出張破碎）
- ・設置年月日：令和3年2月22日
- ・処理能力：21.875t/時間、8時間稼働、175t/日
- ・設置許可年月日及び許可番号：令和3年2月15日、廃第28号の3

以下余白